



ドライブレコーダーを活用した 交通安全教室

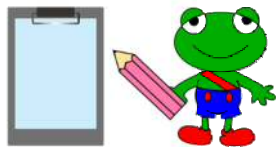
参加団体・グループ募集！参加費は無料です！

主に高齢者（65歳以上）を対象に、ドライブレコーダーの貸出を行います。

日常生活で撮影された映像を基に交通安全教室を開催し、運転等のアドバイスをします。

・交通安全教室開催までの流れ

1. 茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室にお申込みいただきます。



2. 日常で使用されている車にドライブレコーダーを取り付けます。



3. 1週間ほどいつも通りに車の運転をし、映像を撮影した後、取り外します。



4. 撮影した映像を基に交通安全教室を開催し、運転等へのアドバイスを実施します。

参加定員は15～30名（目安）
老人クラブ等の高齢者の団体でお申
込ください。（ドライブレコーダーの
取り付けは5～10名ほどです）
※応募者多数の場合は、実施日時を調
整させていただきます。

ドライブレコーダーの取付け・取外しは、
県担当者が行います。

エンジンをかければ撮影が始まります。
ドライブレコーダーの設定は県担当者が
設置時に行います。

地域の公民館などに出向いて開催します。
場所については要相談。

■ 申請・問い合わせ先

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

〒310-8555 茨城県笠原町978番6

☎ 029-301-2842 FAX 029-301-2848



平成 31 年度（2019 年度）高齢運転者の交通事故防止事業実施要項

1 目的

近年、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあることから、ドライブレコーダーの貸出しを行い、身近な生活道路で撮影された映像を基に交通安全教室を開催することで、高齢運転者が自身の運転を見直す機会を提供し、高齢運転者の交通事故防止を図る。

2 主催

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

3 実施期間

2019年4月2日から2020年3月31日までの間

4 事業内容

(1) 対象

県内の老人クラブ等、主に高齢者で構成された団体
(団体・グループを対象とし、個人は対象としない)

(2) 参加人数

概ね15～30名程度

(3) 参加条件

普通免許以上の運転免許証を所持する概ね65歳以上の高齢者
(交通安全教室のみの参加者は免許証不要)

(4) 内容

参加者にドライブレコーダーを貸し出し、撮影された映像を基に交通安全教室を開催する。

5 交通安全教室開催までの流れ

- (1) 参加団体は、茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室に申込書(様式1)及び同意書(様式2)を提出する。
- (2) 参加団体の構成員が日常で使用している車に、ドライブレコーダーを取り付ける。
(取付けは5～10名)
- (3) ドライブレコーダーを取り付けた参加者は、1週間程度普段通りに車を運転し、映像を撮影した後、ドライブレコーダーを取り外す。
- (4) 撮影した映像を基に交通安全教室を開催し、運転等へのアドバイスを実施する。
※ドライブレコーダーの取付け及び取外しは、県の担当者が行う。

様式 1

年 月 日

茨城県県民生活環境部生活文化課長 殿

申請者
(団体名) (会員数)
(住所)
(連絡先)
(代表者名) _____ 印

「平成 31 年度（2019 年度）高齢運転者の交通事故防止事業」申込書

1 交通安全教室開催の希望日時

月 日 時から

2 実施場所

住所：

施設名称：

※ 実施場所の候補が無い際には、下記申込先にご相談ください。

3 参加人数

交通安全教室参加者 : 人
ドライブレコーダー設置希望者 : 人

4 申込先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室 宛
TEL：029-301-2842
FAX：029-301-2848

同 意 書

年 月 日

茨城県県民生活環境部生活文化課長 殿

住所
氏名 印

私は、高齢運転者の交通事故防止事業に参加するにあたり、以下の事項に同意します。

記

- 1 ドライブレコーダーの設置及び取外しについて
あらかじめ指定された日時、場所に自家用車を持ち込むこと。
また、ドライブレコーダーの設置及び取外しは、県の担当者が行う。
- 2 ドライブレコーダー等の取扱いについて
車両に設置されたドライブレコーダーについては、定められた使用方法を遵守し、設定等を変更せず、運転時の映像を撮影すること。
また、外部記録体（SDHC カード）についても取出し等を行わず、適切に管理を行うこと。
- 3 記録された情報について
記録された映像については、本事業における交通安全教室で使用するほか、その他、講習会等における交通事故防止啓発活動において活用する。
また、個人情報については、個人が特定されないことがないよう、県にて適切に管理する。
なお、使用の同意をいただいた映像については、後日、使用の取下げはできないこととする。
- 4 その他
上記の他、トラブル等本書に定めのない事項等については、当事者と県において協議を行い、適切に対処することとする。